

音更町耐震改修促進計画
<< 概要版 >>

平成30年3月

音 更 町

1

計画の目的と位置付け

[1] 計画の背景と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大地震・津波により、甚大な被害をもたらし、建築物の地震に対する安全性を取り巻く環境が大きく変化しています。

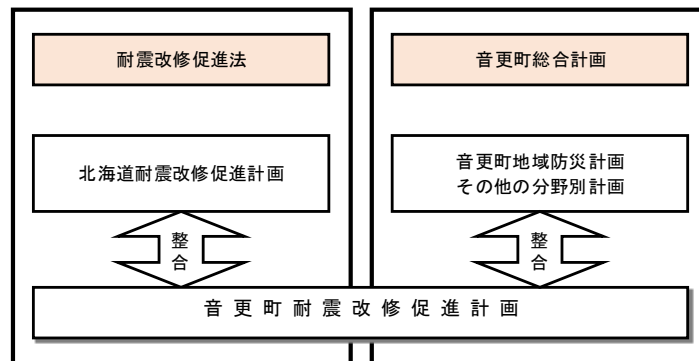
国は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を見直すとともに、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されていることなどから、平成 25 年に耐震改修促進法を改正し、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

北海道においても、大規模な地震が頻発している状況にあり、また、音更町は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の推進地域に指定されており、大規模地震を想定した対策が求められています。

こうした状況を踏まえ、北海道は平成 28 年に北海道耐震改修促進計画（以下、北海道計画という。）の見直しを行ない、道内市町村及び道民に周知を図ったところです。音更町においても、地震による被害の軽減を図り、住民の安全で安心な生活を確保するため、音更町耐震改修促進計画を見直すものです。

[2] 計画の位置付け

耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき、町内の建築物の耐震化の促進を図るための計画として策定し、計画の推進にあつては、北海道計画や音更町地域防災計画（地震防災計画）、その他各種計画との整合を図るものとします。



[3] 計画の期間

北海道計画との整合を図り、目標年を平成 32 年度とします。なお、建築物の耐震化に係る新たな知見や対策などが示されるなど必要な場合は、適宜見直すこととします。

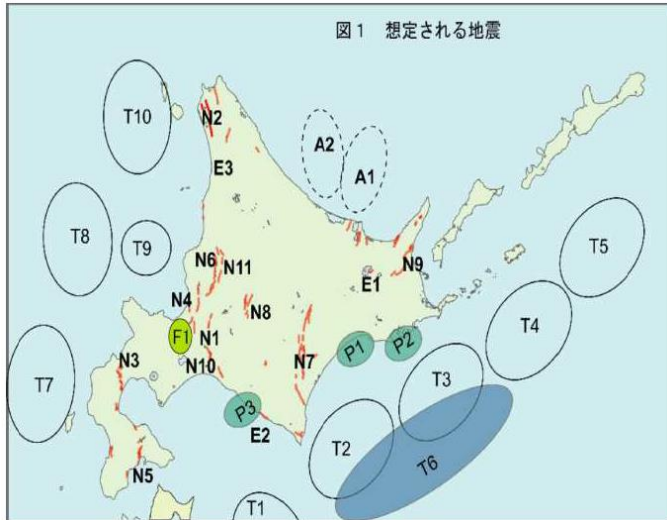
計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度
(2018 年度から 2020 年度)

【1】 想定される地震の種類

十勝地方に影響を及ぼす可能性のある地震として、海溝型地震のうち千島海溝／日本海溝（T1～T6）、プレート内（P1～P3）、内陸型地震のうち活断層帯の十勝平野断層帯（N7）の合計10の地震を想定します。

北海道において想定される地震（出典：北海道耐震改修促進計画）



海溝型地震		内陸型地震	
(千島海溝／日本海溝)	(活断層帯)	N10	石狩低地東縁南部
T1 三陸沖北部	N1	N11	沼田一砂川付近 (伏在断層)
T2 十勝沖			
T3 根室沖	N2	F1	札幌市直下 (既往の内陸地震)
T4 色丹島沖			
T5 択捉島沖	N3	E1	弟子屈地域
T6 500年間隔地震			
(日本海東縁部)	N4	E2	浦河周辺
T7 北海道西沖			
T8 積丹半島沖	N5	E3	道北地域 (オホーツク海)
T9 留萌沖			
T10 北海道北西沖	N6	A1	網走沖
(プレート内)			
P1 釧路直下	N7	A2	紋別沖
P2 厚岸直下			
P3 日高中部	N8		
	N9		

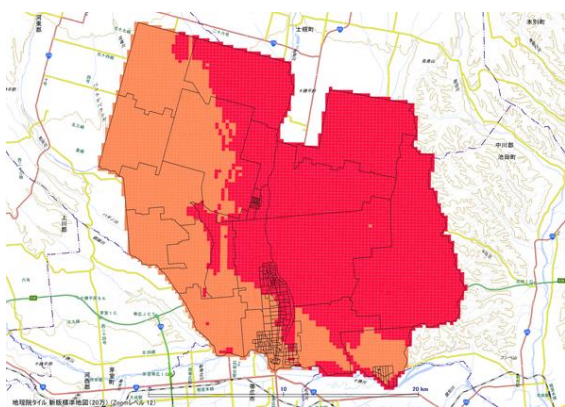
（表内着色は、十勝地方に影響を及ぼす可能性のある地震を示す）

【2】 想定地震による震度分布

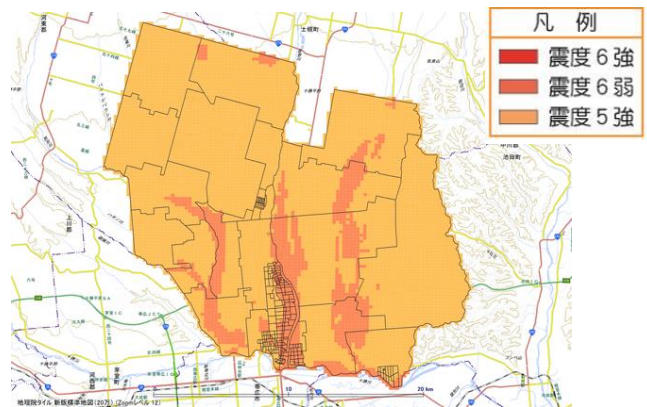
北海道では、地震による被害想定に基づいた防災対策を検討するため、地震被害想定調査を実施しました。この調査によると、音更町で想定される最大規模の地震は、「十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）」が発生した場合で、町内の61%の地域で震度6強、39%の地域で震度6弱になると予想されます。

また、「十勝沖の地震（M8.2）」が発生した場合は、町内の15%の地域で震度6弱、85%の地域で震度5強になると予想されます。

想定地震による震度分布



【十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）】



【十勝沖の地震（M8.2）】

[3] 想定地震による被害想定

音更町において被害が最も大きいと想定されるのは、「十勝平野断層帯主部の地震」が冬の早朝に発生した場合です。

なお、この地震被害想定結果は、中央防災会議などの被害想定手法により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

想定地震	十勝平野断層帯主部の地震		十勝沖の地震	
	冬の早朝		冬の夕方	
音更町の最大震度	6強		6弱	
人的被害	総人口 45,564人			
	死者数	4人 0.01%	4人 0.01%	1人未満 0.002%
	重軽傷者数	162人 0.36%	125人 0.27%	20人 0.04%
	避難者数	9,736人 21.37%	9,766人 21.43%	2,887人 6.34%
建物被害	総棟数			
	全壊棟数	384棟 1.47%	384棟 1.47%	12棟 0.05%
	全半壊棟数	1,853棟 7.10%	1,853棟 7.10%	154棟 0.59%

総人口・総棟数は平成24年3月時点

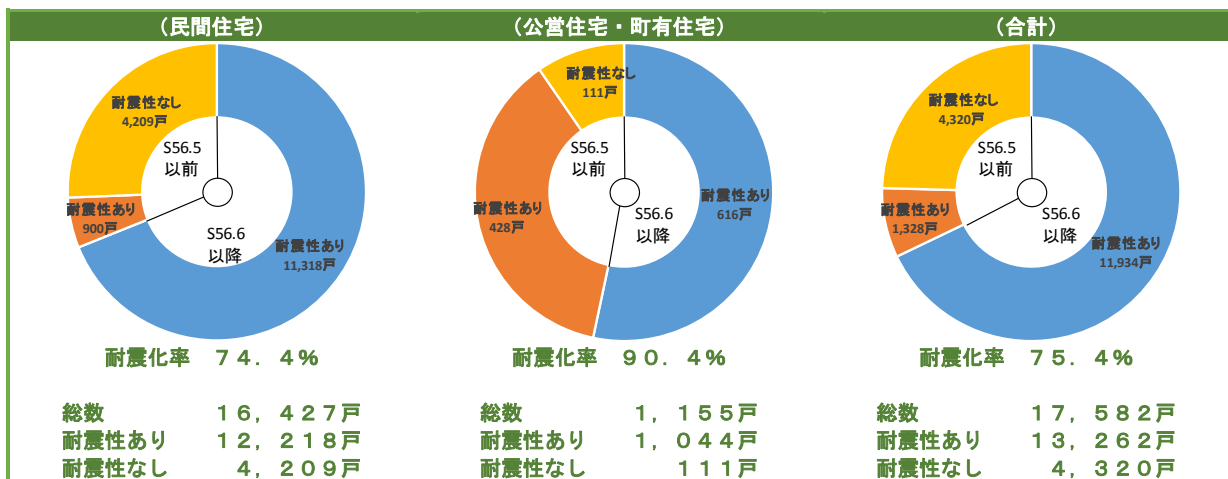
3 耐震化の現状

[1] 住宅・多数利用建築物の耐震化の現状

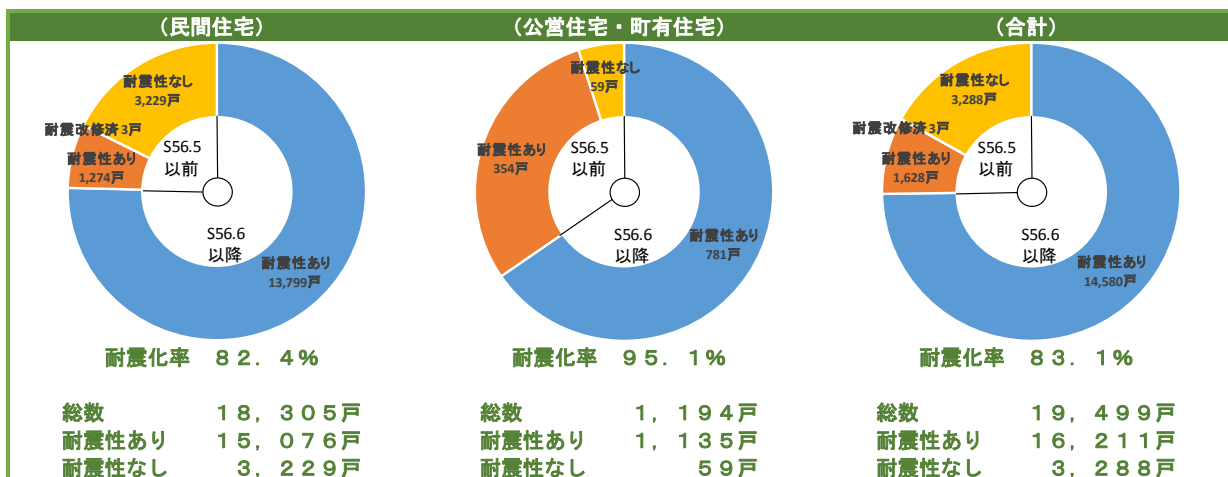
平成20年度の計画策定時点の耐震化率は、住宅が75.4%、多数利用建築物が72.2%でしたが、耐震改修や解体、建替えなどにより耐震化率は上昇しており、平成29年度末時点では、住宅が83.1%、多数利用建築物が85.4%となっています。

住宅

【平成20年度（計画策定当初）】

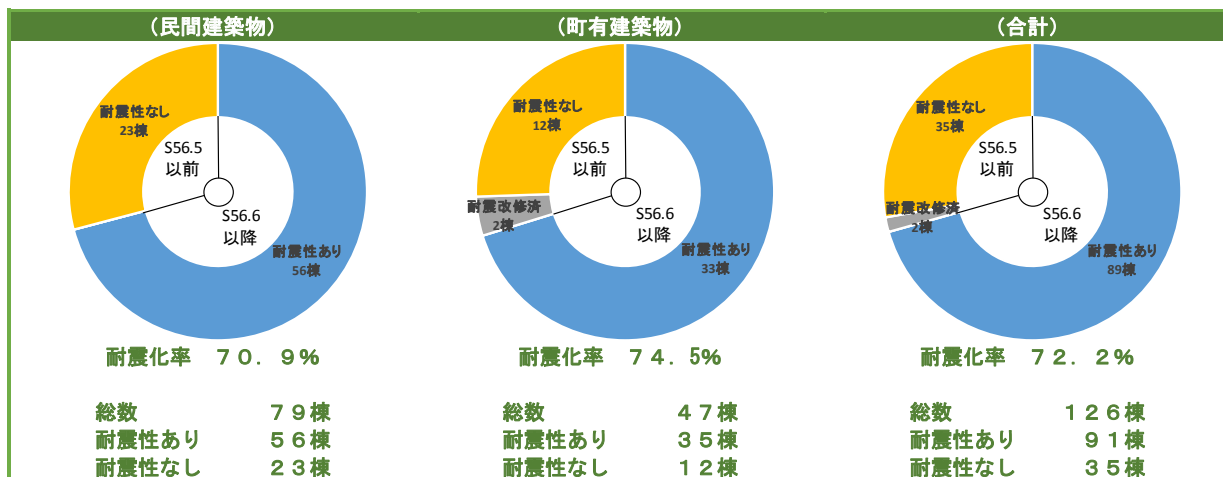


【平成29年度（現状）】

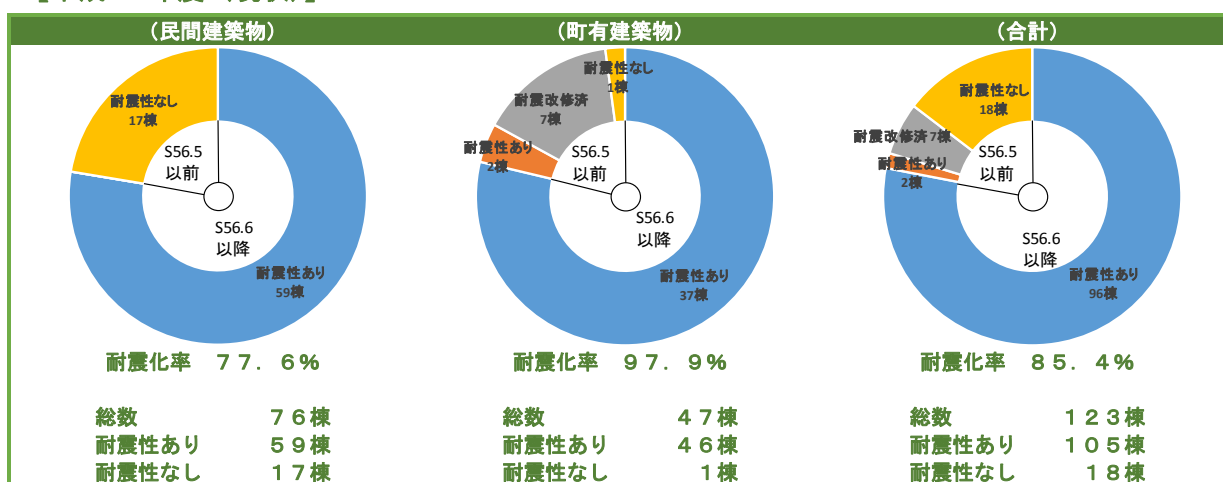


多数利用建築物

【平成 20 年度（計画策定当初）】



【平成 29 年度（現状）】



4 耐震化の目標及び取り組み

【1】耐震化率の目標

国の基本方針^{※1}や北海道計画などと整合を図り、平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を 95%とすることを目標とします。

平成 32 年度(2020 年度)
 耐震化率の目標
 住宅: 95%
 多数利用建築物: 95%

【2】耐震化の促進に向けた施策

建築物の耐震化は、所有者の責務として実施することが基本ですが、耐震化のための改修費用が経済的に負担となることが考えられます。町は耐震化の促進を図るため、耐震診断・耐震改修に要する費用負担の軽減を図るため所有者への支援などを行ないます。

- ◆ 住宅の無料簡易耐震診断の実施
- ◆ 住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助
- ◆ 耐震改修促進税制の周知
- ◆ 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の促進

※1 国の基本方針：「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（最終改正平成 28 年 3 月）

[3] 地震防災対策に関する啓発、知識の普及

建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

パンフレットなどを活用した普及啓発

- 相談体制
- 地震防災マップの作成
- 地震防災対策普及ツールの活用

建築物の耐震化に関する相談窓口

建設水道部建築住宅課

電話：0155-42-2111、FAX：0155-42-2142

メール：kenchikujyuutakuka@town.otofuke.hokkaido.jp

総合的な建築物の安全対策の推進に関する情報提供

- 窓ガラス・天井・外壁などの非構造部材の落下防止対策
- ブロック塀などの倒壊防止対策
- 空き家などへの対策
- 家具の転倒・落下・移動防止対策
- 給湯設備の転倒防止対策及び配管などの設備の落下防止対策
- 通電火災の防止対策

5 耐震改修促進法・建築基準法による指導等

[1] 耐震改修促進法による指導等

平成25年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。また、不特定多数の者が利用する一定規模以上の大規模建築物については、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示を行う必要性が高いものであり、町は北海道と連携して、これらの建築物が耐震改修などの適切な措置をとるよう所有者に対し指導等を行います。

[2] 建築基準法による勧告等

建築基準法では、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる建築物について、その所有者などに対して安全上必要な措置をとるよう勧告することができることとなっています。耐震改修促進法の規定に基づく指導等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策をとらなかった場合には、町は北海道と連携して必要な対応をします。

6 計画の推進に関する事項

[1] 北海道及び関係団体との連携

北海道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加して、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策などを連絡協議し、建築物の耐震化の促進に向けて連携して取り組みます。

[2] 計画推進体制

本計画の推進に向けて庁内関係部署が連携を図り、各部署が所管する建築物の耐震化に取り組みます。また、住民に対する普及啓発、情報提供にあつては、建築住宅課が中心となり防災担当部署と連携を図りながら取り組みます。